

沖縄県犯罪被害者等 支援条例

(令和4年7月29日施行)



犯罪被害者等支援シンボルマーク

「ギュっとちゃん」

子ども生活福祉部消費・くらし安全課

I 条例制定の背景及び必要性

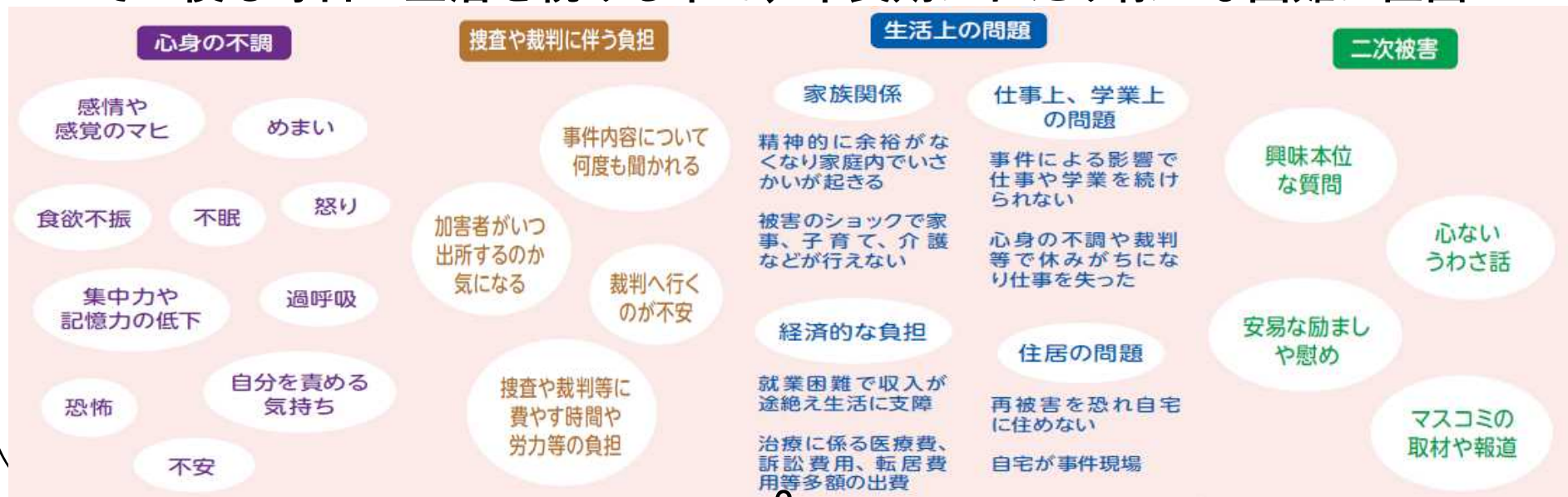
- 1 犯罪被害者等の現状
- 2 国・県の動向
- 3 社会的要請と課題
- 4 条例の必要性と期待される効果

1 犯罪被害者等の現状

刑法犯認知件数は年々減少しているものの、凶悪な事件や悲惨な交通事故は未だなくならず、誰もが犯罪被害者等となる可能性がある九州8県における本県の状況（R3年）
 刑法犯認知件数 2位
 重要犯罪総数 3位

犯罪被害者等支援団体（ゆいセンター）における相談支援件数は、増加傾向にあり、R2年度は過去最多件数
 H28年度781件→R2年度1,366件(約75%増)
 R3年度1,180件

犯罪被害者等は、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も毎日の生活をする中で、中長期にわたり様々な困難に直面



2 国・県の動向

○平成15年制定「ちゅううちな—安全なまちづくり条例」

- ・安全安心なまちづくりに関する施策（防犯等）を盛り込んだ複合的な条例
- ・当条例の一部に犯罪被害者等施策を規定（第25条～第28条）
- ・条例に基づく「犯罪被害者等の支援に関する指針」を策定

○平成16年制定「犯罪被害者等基本法」

【目的】 犯罪被害者等の権利利益の保護を図る。（第1条）

【地方公共団体の責務】 地方公共団体は、地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。（第5条）

【国の基本計画のポイント】

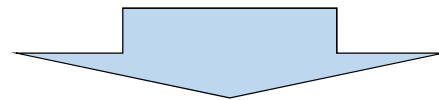
第1～2次計画（H17～H27年度）：総合的対応窓口の設置等

第3～4次計画（H28～R7年度）：中長期的な生活支援

「権利」を求めた時代 ⇒ 「ニーズ」を満たす時代へ
地方公共団体における支援が重要なポイント

3 社会的要請と課題

- 国から地方公共団体における取組の強化が求められている。
- 県内被害者団体や関係機関・団体から、支援充実を図るため、条例制定の要望がある。



- 充実した支援を行うためには、支援関係者、県民及び事業者の県全体で取り組む必要がある。
- 県は、県内の状況に応じた施策を総合的・計画的に実施するための仕組みを構築する必要がある。

4 条例の必要性と期待される効果

犯罪被害者等支援の一層の推進を図るため、犯罪被害者等支援に関し、基本理念等を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援計画等について調査審議を行う附属機関を設置する必要がある。

必要性

犯罪被害者等支援を目的とした条例（特化条例） 制定が必要

効果

- 連携協力の強化
- 県民・事業者の理解増進
- 効果的な支援

犯罪被害者等が
受けた被害の
回復・軽減

誰もが安心して
暮らすことができる
社会の実現

【参考】全国の特化条例制定数（各年4月1日現在）

	令和2年	令和3年	令和4年	7月
都道府県数	21 (44.7%)	32 (68.1%)	39 (83.0%)	沖縄県 40番目 の制定
対前年数	+3	+11	+7	

Ⅱ 「沖縄県犯罪被害者等支援条例」

- 1 条例の目的（第1条）
- 2 定義（第2条）
- 3 基本理念（第3条）
- 4 県、県民、事業者、民間支援団体の責務
（第4条～第7条）
- 5 基本方針（第8条）
- 6 犯罪被害者等支援計画（第9条）
- 7 沖縄県犯罪被害者等支援審議会（第10条）
- 8 財政上の措置（第11条）
- 9 市町村への協力（第12条）

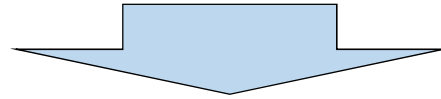
○参考：条例制定のポイント₆

II

1 条例の目的(第1条)

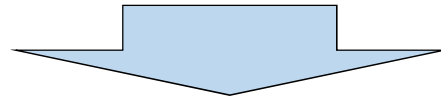
達成手段

- ・ 基本理念を定める
- ・ 県の責務等を明らかにする
- ・ 県が講ずる施策の基本的な事項を定める
- ・ 施策の策定に犯罪被害者等その他関係者の意見を反映するための措置を講ずる



直接の目的

- ・ 犯罪被害者等支援に関する施策の実効性の確保
- ・ 犯罪被害者等支援の総合的かつ計画的な推進



高次の目的

誰もが安心して暮らすことができる社会の実現

II

2 定義(第2条)

(1) 犯罪等

○犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為

①

②

①「犯罪」：個人の生命、身体又は財産等に害を及ぼす行為で、刑法その他の刑
法令により、刑罰を科せられる行為。

②「これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」：「犯罪」には該当しないが、
それに類似する行為であって、行為の相手方の心身に有害な影響を及ぼす性質
を有する行為。

【例】・ ストーカー行為には当たらないが、警告の対象となるようなつきまとい等
(ストーカー行為等の規制等に関する法律第3条、第4条)

・ 身体に対する暴力に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動
(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第1条第1項)

・ 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食
(児童虐待の防止等に関する法律第2条第3号)

(2) 犯罪被害者等

○犯罪等により被害を受けた被害者本人及びその家族又は遺族。

(3) 犯罪被害者等支援

○犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、
安心して暮らすことができるようにするための取組。

2 定義(第2条)

(4) 再被害

- 犯罪被害者等が、当該犯罪等の加害者から再び危害を加えられること。

(5) 二次的被害

- 犯罪被害者等が、その受けた被害に起因して行われる配慮に欠ける言動により受ける精神的な苦痛、経済的な損失その他の被害。

- ・周囲の偏見や無理解による心ない言動、インターネット等での誹謗中傷、報道機関による過剰な取材活動 など
- ・被害を及ぼす者は、支援を行う者、被害者等の身近な者（親族・近隣住民・職場等）、報道機関、加害者等、様々な者が想定される。

(6) 民間支援団体

- 犯罪被害者等早期援助団体（沖縄被害者支援ゆいセンター）その他の犯罪被害者等支援を行うことを目的とする民間の団体。

Ⅱ

3 基本理念(第3条)

- 1 犯罪被害者等支援は、全ての犯罪被害者等が個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有することを踏まえ、県、市町村、民間支援団体その他犯罪被害者等支援を行う者並びに県民及び事業者の相互の連携協力の下に、社会全体として推進していかなければならない。
- 2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるとともに、二次的被害が生ずることのないよう十分配慮して行われなければならない。
- 3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として、行われなければならない。

II

4 責務(第4条～第7条)

県
(第4条)

県民、事業者
(第5・6条)

民間支援団体
(第7条)

基本理念にのっとり

市町村、民間支援団体その他犯罪被害者等支援を行う者との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施する。

※「県」とは、沖縄県における執行機関全般（知事部局、各種委員会、警察本部、教育庁、病院事業局等）を対象としている。

犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次的被害を生じさせることのないよう十分配慮するよう努める。

県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努める。 11

必要な知識及び技能の向上を図るよう努める。

県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努める。

Ⅱ

5 基本方針(第8条)

県は、次に掲げる基本方針に基づき、犯罪被害者等支援に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 犯罪被害者等が受けた犯罪等による被害に係る損害の回復及び経済的負担の軽減を図ること。
- (2) 犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするための支援を図ること。
- (3) 再被害及び二次的被害の発生の防止を図ること。
- (4) 犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について県民及び事業者の理解の促進を図ること。
- (5) 民間支援団体その他犯罪被害者等支援を行う者の育成及び支援を図ること。
- (6) 県、市町村、民間支援団体その他犯罪被害者等支援を行う者並びに県民及び事業者相互の連携協力体制の整備を図ること。

5 基本方針(第8条)

【基本方針の考え方】

- 第8条の基本方針は、県が犯罪被害者等支援に関する施策を講ずる際の方向性を6つに分けて規定し、その各号に基づく具体的施策を、第10条の審議会で調査審議し、第9条の計画として定めることとしている。
- 犯罪被害者等基本法における「基本的施策」は、条例の第8条「基本方針」のいずれかに該当する。

犯罪被害者等基本法

第2章 基本的施策(第11条―第22条) ※地方公共団体が講ずるものとする施策

11条：相談及び情報の提供等

12条：損害賠償の請求についての援助等

13条：給付金の支給に係る制度の充実等

14条：保健医療サービス及び福祉サービスの提供

15条：安全の確保

16条：居住の安定

17条：雇用の安定

18条：刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等

19条：保護、捜査、公判等の過程における配慮等

20条：国民の理解の増進

21条：調査研究の推進等(人材養成等含む)

22条：民間の団体に対する援助

Ⅱ

6 犯罪被害者等支援計画(第9条)

- 施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、計画を定める
- 計画に掲げる事項
 - (1) 基本方針を踏まえて県が実施する施策
 - (2) 上記のほか、必要な事項
- 計画の策定・変更にあたっては、県民及び審議会の意見を聴く
- 毎年度、施策の実施状況を公表する

Ⅱ

7 沖縄県犯罪被害者等支援審議会(第10条)

【担任する事務】

- ①計画の策定・変更に関する
こと
- ②その他重要事項（計画に基づき
施策の実施状況の検証
評価等）

【委員数】 8人以内

【区 分】

- ①民間支援団体の職員
- ②学識経験のある者
- ③その他知事が適当と認める者

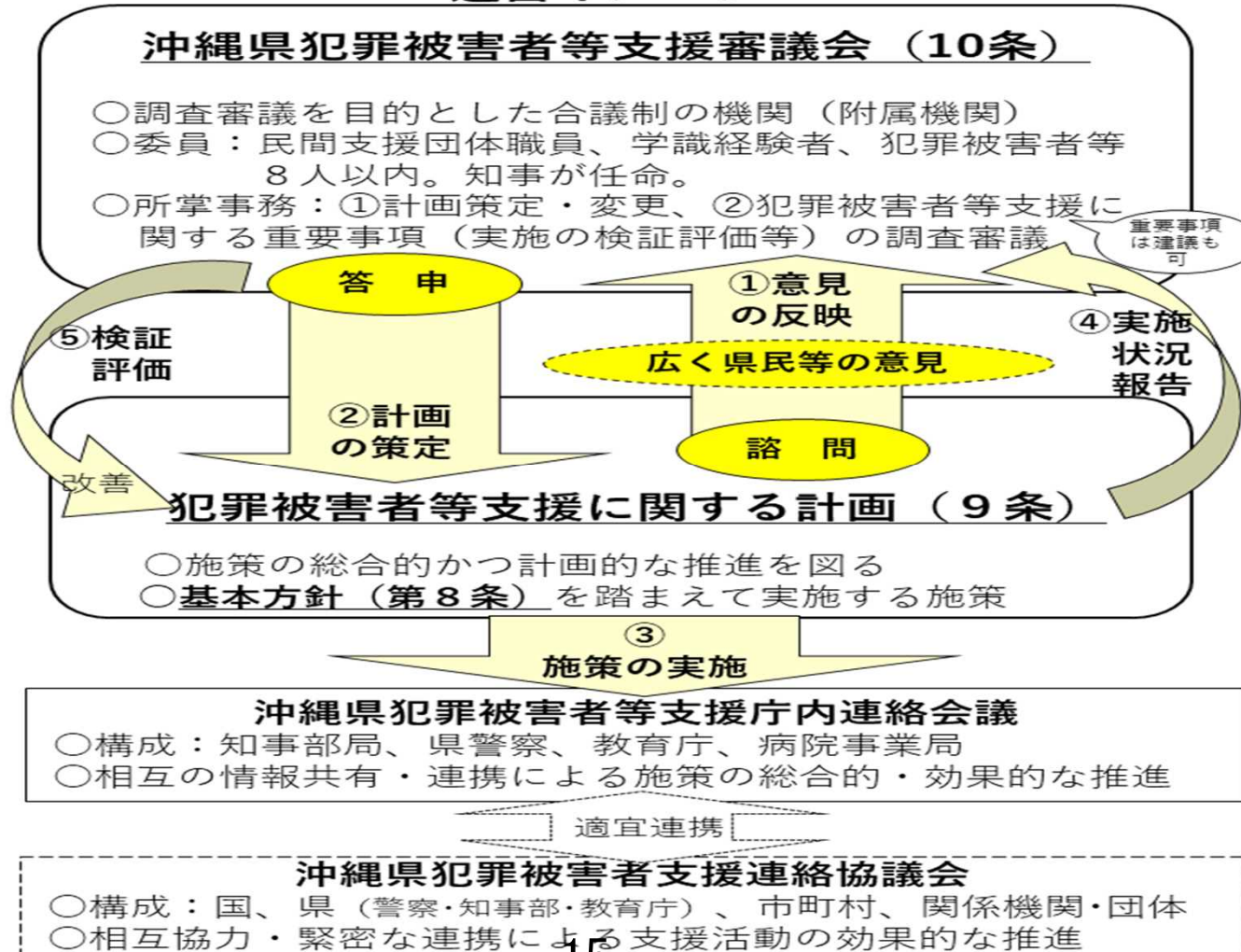
II

7 沖縄県犯罪被害者等支援審議会（第10条）

◆県が県内の状況に応じた施策を実施するための仕組みを構築◆

⇒県の施策について、広く県民の意見を求め、及び審議会で調査審議する

運営イメージ



Ⅱ

8 財政上の措置(第11条)

- 犯罪被害者等支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

この規定により予算措置を直接義務づけるものではないが、具体的な施策を策定及び実施するにあたっては、必要な予算措置に努める必要があることを定めるものである。

Ⅱ

9 市町村への協力(第12条)

- 市町村が実施する犯罪被害者等支援に関する施策について、市町村の求めに応じ、情報の提供、技術的な助言その他の必要な協力を行うものとする。

犯罪被害者等が必要な時に必要な場所で適切に支援を受けることができるようにするためには、住民に最も身近な基礎自治体である市町村の取組が重要であることから、市町村が実施する施策について県の協力を定めるものである。

Ⅱ 「沖縄県犯罪被害者等支援条例」制定のポイント

	制定前 「ちゅらさん条例」	移行	新規条例 「沖縄県犯罪被害者等支援条例」
目的	安全・安心なまちづくり条例（防犯、犯罪被害者等支援等）		犯罪被害者等支援に 特化 した条例
責務	<ul style="list-style-type: none"> ○安全・安心なまちづくり施策に関する包括的な責務 ○県、県民、事業者 		<ul style="list-style-type: none"> ○犯罪被害者等支援に関する各主体の責務を明確化 ○県、<u>県民</u>、事業者、民間支援団体 *二次的被害防止の配慮等
施策の推進体制	<ul style="list-style-type: none"> ○指針の策定 ⇒主に、県警察及び消費・くらし安全課の2者で実施 	実効性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○施策の基本方針を明示 ○計画の策定 総合的かつ計画的な推進 ⇒知事部局、県警察、教育庁、病院事業局等、全庁横断的に実施 ○施策の策定過程で、①広く県民の意見を求め、②条例に基づき設置される審議会（有識者等）で調査審議 ○毎年度の施策実施状況の検証評価、公表